

EAPサービス（従業員支援プログラム）

～従業員の福利厚生の実～

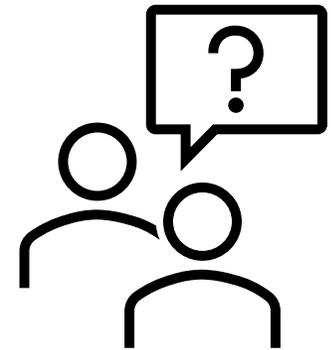
2024年3月1日



弁護士法人
かける法律事務所
Kakeru LPC

経営者の皆様、こんな悩みはありませんか？

- ① 仕事に熱心な従業員が最近、落ち込んでいて心配である。
- ② 従業員から法的トラブルの相談を受けた。
- ③ 従業員に信頼できる弁護士を紹介したい。
- ④ 従業員が弁護士に相談したいと言っている。
- ⑤ 従業員が喜ぶ福利厚生に取り組みたい。

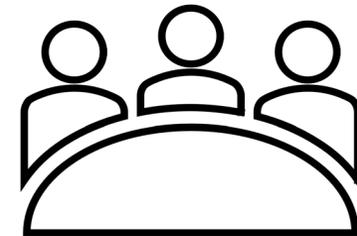


EAPサービス（従業員支援プログラム）とは？

Employee Assistance Program

⇒ 会社が福利厚生サービスの一環として法律事務所と契約し、従業員が無料で弁護士による法律相談を利用できるサービス

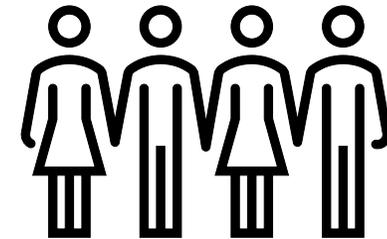
* 弁護士が、従業員がプライベートで抱える法律問題を解決します。



EAPサービスの成り立ち

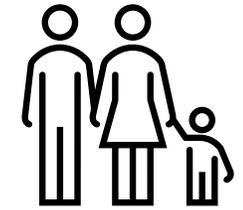
- ① EAPは米国で誕生した職場のメンタルヘルスサービス
⇒ 米国ではフォーチュントップ500の90%の企業がEAPを導入
- ② 日本では2000年頃からメンタルヘルス対策推進の一環として推奨
(厚生労働省・労働者の心の健康の保持増進のための指針)
- ③ 2021年5月に弁護士EAP協会が設立、
弁護士によるEAPサービスが社会的にも注目

* 弁護士法人かける法律事務所（代表弁護士細井大輔）は
弁護士EAP協会のメンバーです。

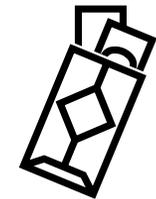
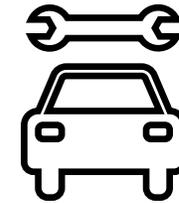


EAPサービスの相談対象

◆従業員の職場外でのプライベートな悩みや不安について、
弁護士が法律相談を行い、アドバイスをを行います。



- ① 夫婦間のトラブル（離婚、養育費、婚姻費用等）
- ② 交通事故・保険金トラブル
- ③ 借金
- ④ 遺言・相続
- ⑤ 刑事事件



* EAPサービスの対象外・・・会社と利益相反する可能性がある相談
(ハラスメント、労働トラブル、従業員間のトラブル等)



EAPのサービス内容

① 従業員に対するEAPサービスの説明

⇒ 従業員が積極的に利用できるよう丁寧に説明します。

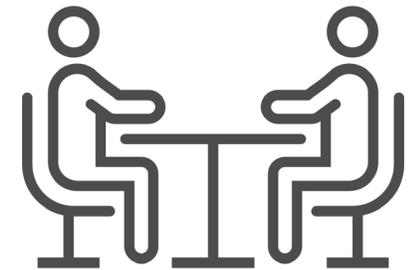
② 従業員の問い合わせ窓口の設置

⇒ 問合せ窓口を設置し、法律相談の日時等を調整します。

③ 弁護士による法律相談（対面又はZOOM）

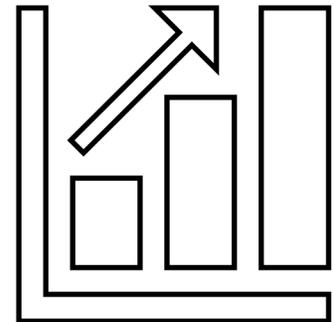
⇒ 従業員から相談内容を確認し、弁護士がアドバイスします。

* 会社には相談件数等利用実績をお伝えしますが、
法律相談の内容は、従業員の同意がない限り、お伝えできません。



EAPを行うメリット（企業側）

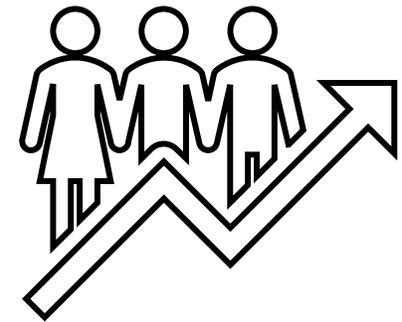
- ① 従業員のプライベートな悩みを解決することで、業務の生産性が向上
- ② 会社に対する信用が確保され、ブランディングが向上
⇒ 採用活動の強化につながります。
- ③ 福利厚生の充実
⇒ 従業員のメンタルヘルスの維持・向上をサポートします。



EAPを行うメリット（従業員側）

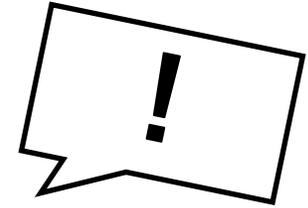
- ① 無料で弁護士による法律相談を利用可能
- ② 弁護士による早期の相談でトラブルをスムーズに解決
- ③ 弁護士を探す手間や負担が軽減

⇒ 従業員個人のプライベートな法律問題を解決することによって、メンタルヘルスの維持・向上につながります。



EAPを行うメリットー人的資本経営の充実ー

* 従業員個人が抱える悩みや問題を解決することで、人的資本経営をサポートし、充実させます。



< 人的資本経営 とは？ >

⇒ 従業員を企業の重要な資産とみなして、最大限に活用することを目的とした経営手法のこと

・ 2023年度から、大手企業等の約4000社に対して「人的資本の情報開示」を義務付け

⇒ 人材育成や社内環境整備に注目が集まっている



かける法律事務所がEAPに取り組む理由

- 弁護士法人かける法律事務所は、企業の持続的な成長に向けて、人材が定着・成長できる労働環境の整備を目指しています。
- EAPを通じて、従業員が抱える法律問題を解決することによって、人材の定着・成長に向けた労働環境を整備し、
- お客様の「安心できる未来へ、ともにかける」の実現を目指します。



弁護士法人かける法律事務所の理念

Purpose (パーパス・理念)

安心できる未来へ、**ともに**かける。

Create a sustainable bright future with you.

安心できる未来へ

▶ 持続可能で希望がもてる未来に向かって

ともに

▶ お客様、所員、パートナーと一緒に

かける

▶ 成長し続ける (変わり続ける)



EAPサービスの利用料金等

◆ **利用料金**：従業員数の合計人数 × 150円（税別）／月

(※) ただし、最低金額50,000円（税別）／月

◆ **相談時間**：60分以内／回

(※) 従業員個人の法律相談料は【**無料**】です。

(※) 同一の相談内容は【**2回まで**】となります。



最後に・・・

◆ EAPサービスにご興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

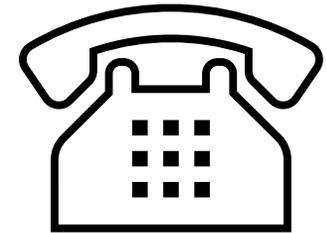
< 問合せ先 >

・ 弁護士法人かける法律事務所 問合せ担当：沖村

TEL：06-6484-6071



⇐ウェブサイトもぜひご覧ください
<https://www.kakeru-law.jp/>



安心できる未来へ、ともにかける。

Create a sustainable bright future with you.



弁護士法人 かける法律事務所

Kakeru LPC